
14. 特待生要綱（抜粋）

～ 以下、「専門学校特待生要綱」第6条より抜粋 ～

（奨学更新の基準）

第6条 特待生は、進級に際して次の各号に定める基準を満たさなければならない。

- （1）評価点換算式による評価点が、当該特待生の属する学科又はコースにおいて、入学時の人数の上位30%以内の成績であること。ただし、順位計算における小数点未満は切上げとする。
- （2）当該年度の欠席日数が5日以内であること。ただし、遅刻・早退は3回につき1日の欠席とする。

2 前項第1号の評価点換算式は、次のとおりとする。

評価点 = (優の科目数 × 4 + 良の科目数 × 2 + 可の科目数 × 1) ÷ 全科目数 × 4

（奨学の取消し等）

第7条 校長は、特待生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学を取り消し、理由によっては奨学金を返還させることができる。

- （1）学年終了時に前条に規定する審査を行い、奨学更新の基準に満たない場合
- （2）年次の途中で休学又は退学した場合
- （3）学則に違反し、又は生活面で特待生として不適と認められる行為があった場合
- （4）本人が奨学を辞退した場合

（授業料の納付）

第8条 特待生は、前条の規定により奨学の資格を取り消された場合、次の各号により授業料を納付しなければならない。

- （1）前条第1号による場合は、次年度以降の授業料
- （2）前条第3号及び第4号による場合は、資格が取り消された日が属する納期の翌納期以降の授業料